



平成 25 年 11 月 7 日

各 位

会社名 株式会社 イン ト ラ ンス
代表者名 代表取締役社長 麻生 正紀
(コード番号 3237 東証マザーズ)
問合せ先 財務・法務部部长 島田 勝博
(TEL 03-6803-8100)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

株式分割により、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用します。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 12 月 31 日（火曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 200 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	:	185, 135 株
今回の分割により増加する株式数	:	36, 841, 865 株
株式分割後の発行済株式総数	:	37, 027, 000 株
株式分割後の発行可能株式総数	:	115, 200, 000 株

※上記の株式数は、平成 25 年 10 月 31 日時点の発行済株式総数を元に算出しております。本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日の公告日	平成 25 年 12 月 13 日（金曜日）
分割の基準日 ※	平成 25 年 12 月 31 日（火曜日）
分割の効力発生日	平成 26 年 1 月 1 日（水曜日）

※基準日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 12 月 30 日（月曜日）となります。

(4) その他

- ① 今回の株式の分割に際して、当社の資本金の額の増加はありません。
- ② 新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株あたりの行使価額を平成26年1月1日(水曜日)以降、以下のとおり調整いたします。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第2回新株予約権	平成20年6月19日	19,028円	96円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年1月1日(水曜日)

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法184条第2項及び第191条の規定に基づき、平成26年1月1日(水曜日)をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第5条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第5条の2を新設いたします。
- ③ 第5条及び第5条の2の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、576,000株とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>115,200,000株</u> とする。

(新設)	<u>(単元株式数)</u> <u>第5条の2 当社の単元株式数は、100株とする。</u>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <u>第1条 第5条及び第5条の2の新設の効力発生日は、平成26年1月1日とする。</u> <u>第2条 本附則は、前条の効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 変更の日程

効力発生日 平成26年1月1日(水曜日)

以 上